68 期リレーエッセイ

「インハウスって実際どうなのよ」

会員 安部 敏大



1 はじめに

タイトルは、同期の弁護士と飲み会で会うと必ず投げかけられる言葉。近年、大幅に増加し、存在感を示しつつはあるが、弁護士業界ではまだまだレアキャラの企業内弁護士。弁護士がキャリアを考える上で、有力な選択肢の1つとして台頭してきているが故にタイトルのような疑問が生じるのだと思われる。今回は、1年間の経験を踏まえ、新米インハウスとして思うところをつらつらと綴ってみる。

2 インハウスの日常

所属企業にもよるのであろうが、筆者の所属企業における業務の大半は契約書のチェックである。よく使う法令は、商法、製造物責任(PL)法、下請法などだが、なんといっても重要なのは、当然ながら民法、その中でも契約自由の原則である。

筆者にとってはこれが衝撃であった。学部1年の民 法総則の講義以来,実に10年越しでの再会である。

それ以外にも、雑多な業務は枚挙に暇がない。特に 新卒インハウスは、年齢的に一番下となると、それこそ 郵便局へのお遣いや飲み会のセッティングなども業務 として行う。

3 企業内で弁護士であること

インハウスは、他の法務部員と異なる業務を行うことはほぼない。極稀に訴訟代理人を行うケースもあるそうだが、インハウスを雇用する企業はたいてい大企業であり、新卒インハウスに単独で事件処理をさせると取締役の任務懈怠責任にもなりかねない。少なくとも筆者の所属企業においては、弁護士資格に基づく業務は皆無である。自らが弁護士であることを実感するのは、

何かの拍子に「先生, 先生」とイジられる場合くらいである(もちろん, 大概いい意味ではない)。

そんな中で、なぜ自分がバッジを維持することに拘る のか。個々のインハウスによっても異なるであろうが、 駆け出しのヒヨっ子である筆者にとっては、バッジはアイ デンティティの本丸であり、盾である。新卒インハウス ならばおそらく全員が直面するであろう、プロパーの 先輩法務部員との圧倒的な力量の差。自分が弁護士 資格を取得するまでの期間、新卒から業務として法務 に携わってきた先輩法務部員との差は、どこまで行け ば追いつけるのか、ひょっとしたら一生無理なんじゃな いかと絶望すら覚える。それでも何とか立ち上がれる のは、「自分には、バッジがある」という厳然たる事実 である。筆者の所属企業では会社が会費を負担してく れているため、そんな個人の誇りのためだけに金を出し ていると思われてしまうわけにはいかない。会費に見合 うだけの付加価値を自分が還元できているかどうかは 日々顧みるようにしている。

4 インハウスになってみて

新卒でインハウスになることの当否はよく議論される が、筆者自身まだ決着がついていない。

弁護士なのに法廷を経験していない, 同期との飲み 会で「初めての○○あるある」についていけない, 専門 分野の作り方がわからないなど, 果たして自分は本当に 弁護士なのかと思い悩むこともある。

ただ、インハウスになってよかったというのは、間違いなく言える。世間で働き方がクローズアップされる中、自分自身が労働基準法に則って働くのもきっと法の支配の実現の一助だと自分に言い聞かせ、今日も定時で帰ることにしよう。